

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成十五年福岡県規則第三十五号）
新旧対照表

改正後	改正前
<p>第七条 削除</p> <p>(立入検査の身分証明書)</p> <p>第二十二条 条例第四十二条第三項に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書(様式第七号)のとおりとする。</p>	<p>(受理書)</p> <p>第七条 知事は、条例第七条第一項又は第九条第二項の規定による届出を受理したときは、受理書(様式第五号)を当該届出をした者に交付するものとする。</p> <p>(立入検査の身分証明書)</p> <p>第二十二条 条例第四十二条第三項に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式は、身分証明書(様式第七号)のとおりとする。</p>

改正後

様式第5号 削除

改正前

様式第5号（第7条関係）

受 理 書

第 号

年 月 日

殿

福岡県知事

印

年 月 日次の届出書を受理しました。

届 出 の 根 拠	福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例第7条第1項（第9条第2項）
届 出 の 内 容	特定施設の設置（特定施設の構造の変更、特定施設の使用の方法の変更、ばい煙又は汚水の処理の方法の変更、騒音又は振動の防止の方法の変更）
届 出 に 係 る 特 定 施 設 の 種 類	
備 考	

